

高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(変更理由)

利用者支援事業の事業計画への記載については、「量の見込みの算出等のための手引き」（国作成）を参考に事業の型を記載していなかったが、「子ども・子育て支援交付金」の交付を受けるに当たり、事業の型を記載する必要性が生じたため、確保方策及び各論の主な関連事業等を変更するもの。

(確保方策)

数値目標を変更（資料 2 - 1 91ページ）

[変更前]

(11) 利用者支援事業

[市域全域]

(単位:施設数)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②供給	1	1	1	1	1
②-①需給状況	0	0	0	0	0

[変更後]

(11) 利用者支援事業

[市域全域]

(単位:施設数)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②供給	基本型	—	—	—	—
	特定型	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(各論の主な関連事業等への追加・変更)

「施策 1 - 1 健やかな子どもの誕生への支援」（資料 2 - 1 32ページ）

・利用者支援事業（母子保健型）

「施策 2 - 1 利用希望に沿った教育・保育の提供」（資料 2 - 1 43ページ）

・利用者支援事業（特定型）

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

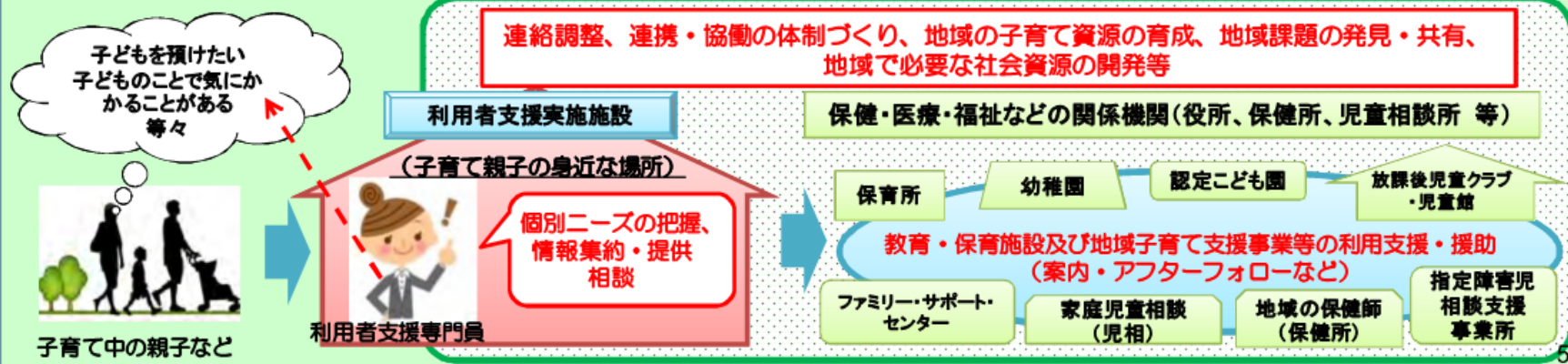
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

実施施設ごとにいずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)(例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
※継続的な把握、支援プランの策定を実施
(主として、保健所・保健センター等を活用。)



「重点施策の取組状況について（資料１－２）」から

○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

① 母子保健コーディネーターの配置

母子保健コーディネーター[※]を母子保健課に配置し、母子健康手帳交付時の面接を行い、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援を行う。

※母子保健コーディネーターの配置は、利用者支援事業（母子保健型）として実施

ア 母子健康手帳交付時の面接

平成 26 年 10 月から、母子保健課窓口で母子健康手帳を交付する妊婦に対して、保健師による全数面接を開始し、妊婦健診の重要性の啓発や、母体管理等についての助言を行う。

平成 27 年 4 月から専任で、母子保健コーディネーターを配置し、母子保健課窓口での全数面接を行う。アンケート聞き取りにより喫煙等早産リスクの高い人を把握し、指導を行う。

イ 妊娠中、出産についての相談に対応

リスクは低いが支援の必要な妊婦への対応（電話、訪問）。リスクの高い妊婦は地区担当保健師が継続対応する。

ウ 助産制度申請、転入手続き時の妊婦面接